

・遺言書作成のご案内

 相続・遺言手続センター®

中央駅一番街司法書士事務所

1 なぜ、遺言を書くのか

遺言は・・・

家族への最後の想いを繋ぐボタンです。

あなたの家族へ何を遺したいですか？

是非、その想いを聞かせて下さい。

2 スケジュール

① 事前のご相談

(どなたに、何を遺したいのか要望をヒアリングします)

② 遺言公正証書の文案作成

③ 公証役場にて公正証書遺言を作成

※ここで作成は完了

(証人2名の引き受け)

④ 遺言書正本の保管と管理

⑤ 遺言書の定期的な確認及び変更がある場合は 書き換え

3 ご準備頂くもの

1. 事前に必要な書類

- 遺言者の印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- 相続人の戸籍
- 不動産がある場合は登記簿謄本や固定資産評価証明
- 預貯金・信託・有価証券がある場合は各明細書

2. 遺言作成当日に必要なもの

- 遺言者の実印・印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- 公証人の手数料

4 遺言作成費用（遺言を作る際の費用）

公正証書遺言作成	
基本料金	5万円
証人2人	1万円
遺言執行者就任	(※)30万円
合計	36万円

(※) 遺言執行者就任の費用は、事案によって異なります。
詳しくは、司法書士にご相談ください。

※ 公証人の手数料が別途必要です。
次頁をご参照下さい。

5 公証人の手数料（参考）

財産の価格	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

6 遺言執行費用（亡くなった後の費用）

遺言執行	
最低報酬額	30万円 (消費税別)
1億円以下の部分	1.00%
1億円超～3億円以下の部分	0.50%
3億円超～5億円以下の部分	0.30%

7 私たちがお手伝いできること

- 1 遺言書の文案（下書き）を作成することができます
- 2 証人2人を準備することができます
- 3 遺言執行者になることができます
- 4 公証役場まで同行致します

※その他、ご不明な点はお気軽にお尋ねください。